

Gマーク認定事業所に対する表彰制度

安全性優良事業所表彰規程（概要抜粋）

山口運輸支局長表彰	中国運輸局長表彰
1. Gマーク認定を連続して10年以上取得していること	1. Gマーク認定を連続して10年以上取得しており、かつ直近の認定での「総合評価点数：90点以上」又は「安全性に対する取組の積極性：15点以上」であること
2. 表彰日の直前3年間について、山口運輸支局管内で第一当事者又は第一当事者と推定される重大事故を惹起していないこと（山口県内の他の事業所を含む）	2. 表彰日の直前3年間について、中国運輸局管内で第一当事者又は第一当事者と推定される重大事故を惹起していないこと（中国運輸局管内の他の事業所を含む）
3. 表彰日の直前1年間について、山口運輸支局管内で、監査に基づく行政処分を受けていないこと（山口県内の他の事業所を含む）	3. 表彰日の直前1年間について、中国運輸局管内で、監査に基づく行政処分を受けていないこと（中国運輸局管内の他の事業所を含む）
4. 運転者教育が定期的に行われていること ・交通事故防止会議 ・安全衛生委員会（交通事故防止の内容が含まれているものに限る） ・グループによる危険予知訓練、ヒヤリハット活動 ・交通事故防止に関するQC活動 ・交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動など	4. 左記運転者教育について年間計画表等を作成し、2か月に1回程度実施されISO（9000,39000 シリーズ） ・運輸安全マネジメントの安全管理規程等による運転者教育を実施することにより、国の基準を超える教育が実施されていること
5. デジタコ又はドラレコが装着されている事業所であり、その効果をドライバー教育等に反映させていること（配置車両の90%以上）	5. デジタコ又はドラレコが装着されている事業所であり、その効果をドライバー教育等に反映させていること（配置車両の100%）
6. 認定を受けたことにより荷主からの評価若しくは安定的な経営の確保が図られた又は、運転記録証明書による運転者への指導が行われていること	6. 認定を受けたことにより荷主からの表彰若しくは感謝状を受けたことがある若しくは安定的な財務基盤の確保が図られた又は、交通事故防止に努めた結果、行政・外部機関・全ト協・各県ト協から輸送の安全に関する表彰を受けていること
	7. 左記の山口運輸支局長表彰を受けていること

提出日
毎年8月20日までに山口県トラック協会適正化事業部へ送付

提出日
毎年6月15日までに山口県トラック協会適正化事業部へ送付

Gマーク認定事業所に対する表彰制度について

<適正化事業部>

平成26年度から新たに貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク事業）による認定を連続して10年以上取得している等、下記の6項目を全て実施している事業所に対して山口運輸支局長表彰が実施されております。

この表彰を受賞希望し、下記の規定に該当する方は、適正化事業部までご連絡下さい。

記

安全性優良事業所表彰規程（概要抜粋）

山口運輸支局長表彰
1. Gマーク認定を連続して10年以上取得していること
2. 表彰日の直前3年間について、山口運輸支局管内で第一当事者又は第一当事者と推定される重大事故を惹起していないこと (山口県内の他の事業所を含む)
3. 表彰日の直前1年間について、山口運輸支局管内で、監査に基づく行政処分を受けていないこと (山口県内の他の事業所を含む)
4. 運転者教育が定期的に行われていること ・ 交通事故防止会議 ・ 安全衛生委員会（交通事故防止の内容が含まれているものに限る） ・ グループによる危険予知訓練、ヒヤリハット活動 ・ 交通事故防止に関するQC活動 ・ 交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動など
5. デジタコ又ドラレコが装着されている事業所であり、その効果をドライバー教育等に反映させていること (配置車両の90%以上)
6. 認定を受けたことにより荷主からの評価若しくは安定的な経営の確保が図られた又は、運転記録証明書による運転者への指導が行われていること

提出日

毎年8月20日までに山口県トラック協会適正化事業部へ送付

※（一社）山口県トラック協会 適正化事業部

電話 083-922-0978